

国見町監査委員告示第17号

令和4年度決算等審査の意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度国見町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度国見町水道事業会計決算について審査したので、次のとおり意見書を公表します。

令和5年9月1日

国見町監査委員 佐藤 徳 正

国見町監査委員 宍戸 武 志

令和4年度国見町各会計決算等審査意見書

第1 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和4年度国見町一般会計歳入歳出決算

令和4年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算

上記各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類

4 審査の着眼点

各会計の歳入歳出決算について、関係書類が法令等に準拠して作成されているか、計数は関係諸帳簿等と符合するか、また、主に前年度決算と対比することにより、予算の執行状況の変化とその要因を確認することを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、各会計の歳入歳出決算書及び同付属書類について、証書類との照合点検を行い、予算の執行状況等について確認した。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法及びその他関係法令にほぼ準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、概ね正確であると認めた。

また、予算の管理執行状況及び内容についても、概ね適正であると認めた。

(2) 各会計個別意見

ア 一般会計

(ア) 収支の状況

令和4年度一般会計における歳入調定額8,421,905,968円に対し、収入済額は8,337,519,168円、収入率は99.0%（前年度98.4%）となっており、前年度より0.6ポイント増加している。

歳出の予算現額8,777,864,700円に対し、支出済額は7,109,501,941円で、執行率は81.0%（前年度87.8%）となっており、前年度より6.8ポイント減少している。

(イ) 審査結果の意見

歳入歳出差引額（形式収支）は1,228,017,227円で、翌年度に繰越すべき財源586,593,000円を差し引いた実質収支額は、641,424,227円の黒字決算となっており、収支の均衡と健全な財政運営が行われたものと認められる。

なお、歳入歳出差引額については、予算現額の14.0%（前年度9.2%）を占めており、町民への行政サービス向上のためにも、極力減じて、予算の有効活用を図るべきと考える。

歳入予算の執行について、町税収入は、予算現額971,020,000円に対し、調定額992,776,944円、収入済額989,244,609円で、収納率は99.6%（前年度99.3%）と前年度以上に高い収納率を確保している。町税は町の主要な自主財源であるので、引き続き未収金の解消に努められたい。

町税の不納欠損処分については、3件52,600円（前年度4件119,844円）であるが、無財産、居所不明などで、いずれもやむを得ない処理と認められる。

税外収入においては、東日本大震災災害援護資金返還金において、3,678,801円（前年度3,515,493円）の収入未済額がある。収納率は前年度より1.3ポイント上回った67.5%であるので、さらなる未収金の解消に向け努力されたい。

なお、財産運用収入において、普通財産使用貸付「道の駅国見あつかしの郷駐車場」に対して、86,100円が未収入であることが確認された。年度内に収入するよう適切な指導及び対応をお願いしたい。

歳出予算の執行については、概ね適正に予算が執行されたと認められる。不用額は412,599,759円であり、前年度326,618,492円より85,981,267円上回っており、主にコロナ禍による事業の中止・縮小によるものが要因として考えられるが、不用額が見込まれる場合は早めに補正予算で減額し、予算の有効活用を図られたい。

超過勤務については、前年度より約2,600時間減少しており、労災認定の一つの目安である過労死ラインである、月100時間を超える職員が延べ16人（前年度19人）で前年度より延べ3人減っている。住民への質の高い行政サービスを提供するため、職員の健康管理のためにも高止まりとならぬよう超過勤務の削減に努めていただきたい。

なお、保健体育事業「令和4年度社会団体育成事業補助金」において、精算額確定に伴う返還額7,896円が6月に返還されたことが確認された。年度内に返還するよう適切な指導及び対応をお願いしたい。

委託業務において、業務を履行する前に、全額支払っているケースが、複数確認されました。精算の結果、返還手続きをしているケースも確認されました。前払い金、概算払いの制度は、全額支払いを想定していないのではないかと考えます。また支払う割合についてもばらばらであります。どのような業務を対象とするのか、支払う割合についてはどのようにして決めるのか、法的根拠を含め、調査検討の上、適切な対応をお願いします。

次に「高規格救急自動車研究開発事業」についてです。

○事業計画について

4億円を超える事業なのですが、事業の説明を求めた際、まとめたものが提出されず、事業計画書が作成されていませんでした。説明資料（概要版含む）も確認されませんでした。事業計画書とは、今回の場合、研究開発、救急車両の製造、リース事業の3本柱で、それぞれの目的、予算、工程の他に、事業を進める順序、方法等を事前に調査・検討しまとめたものになります。本来は、全体事業計画の承認を得てから、工程（年次計画）に基づいて、実施していくことになります。

また、議会・議員への説明資料を求めましたが、説明資料がなく、すべて口頭説明のみで行ったとのことでもあります。これでは、事業内容が把握できない状態で質疑を行うことになり議論が深まらないばかりか、議員が町民から説明をもとめられても、正確な説明ができないと思われる。口頭説明に終始した理由の一つに事業計画書を作成していないことが考えられます。事業計画書を作成しておけば、説明資料の作成は容易であると思われるからです。

事業計画書・説明資料が作成されていないということは、何をいつどのような方法で進めていくかが、曖昧になりがちであり、大事なものが抜け落ちてしまう可能性があります。関係者同士の共通認識を持ってない、全体的な予算やスケジュールを把握できない、第三者に正確な説明ができない、場当たりの作業になってしまう恐れがあります。

今回の場合でも、リース事業中の利用者からの意見を収集する研究開発を行うことになっているのですが、その予算が確保されていませんでした。本来は、製造台数を減らすか、リース事業の収益から捻出すべきなのですが、予算はすべて当初の研究開発と車輛製造に当てられておりました。リース事業の収益については、車輛をリース会社に無償貸与して、リース事業の収益については、すべてリース会社に入る計画になっていました。無償貸与については、その後、議会の指摘で有償貸与に変更になっています。

なお、説明資料なしで、どのように庁内の意思疎通を図られたのでしょうか。町民へどのように説明したのでしょうか。

○研究開発について

4件の意見が採用され、12台の車両の改良が図られましたが、同じ仕様書で、12台も製造する必要があったのか、また12台まとめて製造する必要があったのかについては、研究開発事業の名称を掲げている以上、事前に次のような検討をすべきではなかったのかと考えるものであります。

例えば、A仕様で4台、B仕様で4台、C仕様で4台とすれば、採用枠も広がるし、幅広く意見を求めることができます。1仕様4件としても、12件について採用できて、意見を求める幅が広がるのではないかと。

また1回（今回）意見を聞いて、6台作り、1年使用していただいて、さらに2回目の意見を聞いて、6台作れば、1回目より2回目は良いものを作れる可能性があり、より質の高い開発が期待できるのではないかと。

○車輛価格について

今回の車輛価格については、設計額から1台あたりに換算しますと、車体のみの価格が約3270万円となります。近傍消防組合が令和3年度に購入した車体のみの価格が約2300万円（推定）でありますので、1.4倍となっており、医療設備（約1000万円）込みのフル装備の価格3300万円とほぼ同額となっております。

特徴として、車体剛性の向上にこだわりながら、活動スペースを大幅に広げることで、活動のしやすさ、隊員・同乗者の安全と快適性を求めているとのことであります。

○製造台数の決め方について

製造台数については、「寄付の金額及び用途を限定されたことから、12台と決定した」とのことですが、1台3270万円の高額な車輛の製造台数を決める場合は、当然、リース事業の需要（市場）調査・収支計算（管理費）等から導き出される必要台数、あるいは研究開発で必要とされる台数を総合的に検討して必要台数を決めるべきと思われます。必要台数が確定してから、車輛の製造に入るべきであったと思われます。必要台数の検討には、調査費を確保して検討しても良いと思われます。

製造台数が少なく、寄付者の意向に添えない場合は、予算を一時留保し、事情の説明と話し合いを持つべきと思われます。新たな事業展開ができるかもしれません。

金額に合わせて、台数を決める方法は、公金を扱うものとして、一番やってはいけない行為の一つであります。なぜなら必要の無いものにまで、貴重な予算が使用される可能性があるからであります。1台3270万円の高額な車輛の製造台数を決めるのに、それを行ったことは、町民の公金を預かり、執行する立場からすれば、不適切であり、あまりにも乱暴で、無責任な方法ではないかと思われます。必要でないものには、お金は出さないという大原則は、堅持すべきと思われます。

○仕様書について

仕様書作成の根拠を確認するために、参考資料について、7月31日に提出をお願いしたところ、受託者からの参考資料のみで、他の参考資料は処分したということで提出はありませんでした。監査当日（8月18日）も、提出されませんでした。よって、参考資料については受託者からの資料のみ確認され、他の参考資料は確認できませんでした。

仕様書の業務内容に、「本車輛10台を納入し、さらに中古車2台を納入すること」と記載されています。金額を合わせるために中古車2台にしたとの説明ですが、これから「新しく使いやすい救急車を開発製造する」というときに、中古車という発想がどうして出てくるのか理解できないところであります。中古車については、使用年数、走行距離をどこまでとするか、展示車・試乗車であったとの確認及び事故車でない確認をどのように行うのかなど、難しいものがあり、価格も異なりますので、簡単に中古車を金額合わせに使用することはできないのではないかと考えます。説明では、展示車・試乗車に使用された新古車を対象としているとのことですが、仕様書では、「中古車」という標記で、使用年数・走行距離等の制限は設けていませんので、新古車でなく、普通の中古車でも可能ということになり、説明とは矛盾しています。なぜ応募者はわざわざ中古車2台を準備しなければならないのかを含めて、

疑問に思うところであります。

主要寸法について、私どもで求めた仕様書(4件)と比較してみますと、室内幅の寸法(1.74m以上)が、他の仕様書の寸法(1.60~1.66m以上)より、大きい寸法でした。

良いものを作りたかったということではありますが、この寸法は、応募者を制限する方向、窓口を狭くしていると考えられます。プロポーザルの趣旨は、多くの企画提案を求め、その中からより質の高い企画提案を求めることでもありますので、窓口を狭くすることは、趣旨に反するものと思われま。室内幅の広いものが良いと判断すれば、その企画提案を選定すれば、結果は同じであります。なぜそうしなかったのか疑問に思うところあります。

また、この室内幅の寸法はどこから提供された資料を参考にしたのかを確認したところ、受託者から提供されたものと確認されました。

- ・仕様書作成の参考資料については、他の参考資料は処分したということで、確認できませんでしたが、受託者からの参考資料は確認されました。
- ・窓口を狭くしている室内幅の参考資料を提供したのが、受託者であります。
- ・この事業は、受託者が事務局をしている国見町官民共創コンソーシアムから提案された事業であり、受託者は事務局としてこの事業に精通していると同時に町の課題解決、支援を行う立場であり、いろいろ相談に応じていたということあります。

このことから、受託者がこの仕様書作成に大きく関与しているのではないかと推察されるところであります。厳しい工期設定を考慮しますと、仕様書の内容を事前に知っているとは、極めて有利になると思われますので、公平性について、欠けているのではないかと思われます。

○リース事業について

リース事業が成り立つのか否かの検討は、実証事業の中で確認していくので、行っていないとのことあります。しかし、リース事業を行う目的は、リースされた利用者からの意見を求めるために行うもの、研究開発のために行うものなので、事業として成り立たないことには、研究開発の目的を達成できないこととなります。事前に需要(市場)調査・アンケート調査等を行い、リース事業が成り立つことを確認する必要があったと思われま。そのためには調査費等を確保して、検討しても良かったと思いま。

また、実証事業ということですが、4億円以上をかけて行うべきものなのでしょうか。4億円以上かけて、失敗は許されるのでしょうか。1台3270万円の高規格救急自動車12台も必要とするものなのでしょうか。また実証は何を目的にどのように行うのか、計画はあるのでしょうか。実証事業については、疑問に思うところあります。

○医療設備について

今回製造した車輛は、車体のみで、救急車として利用するためには、医療設備を設置しなければなりません。その設置費用は約1000万円必要となるとのことあります。医療設備とは、主に呼吸・循環管理用機器等であり、各自治体により仕様が異なるので、通常は注文を受けてから設置することになります。

救急車をリースするのに、リース料の他に約 1000 万円必要となることは、リース利用者にとって、大きい負担になるものと思われます。救急車のリース事業の成立に関わる大きな障害ではないかと思われます。

それで医療設備の負担が少ない病院等への働きかけも考慮しているとのことですが、主に患者搬送に使用され、救急隊員が乗車しないような場合は、今回、開発したものが活かされないのではないか、目的である研究開発のための利用者からの意見を収集することができないのではないか。当初の目的、研究開発の趣旨から外れることにならないかと思うところがあります。

医療設備の件については、リース事業を決める前に、検討すべき課題であったと思われます。

果たして、高規格救急自動車のリース事業は、適切だったのか、疑問に思うところがあります。

リース事業の展開については、リース会社等は決まっているが、どこに拠点を置いて、どのような展開をするか、利用者に対するリース料及びリースの細部を定めた約款等、そして、その契約内容の素案も定まっていないとのことであります。

昨年 11 月頃からの、一連の報道により、その作業は滞ってしまったとのことでありますが、リース事業の展開の大枠については、事業計画策定時に定めるべきものであったと考えます。

最後に、国見町民のために寄付された、令和 4 年度の予算の 4.9%、町税の 44.5%にあたる、企業版ふるさと納税約 4 億 3208 万円が受託者の暴言により、信頼関係を失われたとして、事業の継続を断念したことにより、町民のために執行できなかったこと、無駄に帰ってしまったことについては、大変遺憾であります。町執行部は町民の公金を預かっているという自覚と責任をしっかりと持ち、その重みを確実に受け止めていただきたい。

町民のために執行する義務と責任を果たし得なかったことについて、指導・監督を行った町執行部の責任については重いものがあると考えます。

イ 大木戸財産区特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額 170,402 円、支出済額 110,450 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 59,952 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 72.2% (前年度 86.6%) であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

ウ 入山財産区特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額 231,397 円、支出済額 125,050 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 106,347 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は64.5%（前年度64.5%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

エ 石母田財産区特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額17,713,417円、支出済額17,643,047円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は70,370円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は99.6%（前年度100.0%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

オ 公共下水道事業特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額230,593,176円、支出済額230,593,176円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は0円となっている。なお、不能欠損額は11,749円である。

(イ) 審査結果の意見

下水道事業受益者負担金の収納率は100%（前年度100%）であるが、下水道使用料の収納率は84.5%（前年度99.5%）で、収入未済額は11,969,940円（前年度381,439円）となっております。収入未済額が大きいのは、締切日翌日が休日のためであります。

歳出予算の執行率は89.3%（前年度98.8%）と昨年度より9.5ポイント減少しており、さらなる未収金の解消に努められたい。歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当と認められる。

カ 後期高齢者医療特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額166,743,767円、支出済額155,975,501円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は10,768,266円の黒字となっている。なお、不能欠損額は2,100円である。

(イ) 審査結果の意見

保険料の収納率は100%（前年度100%）である。なお、収入済額には、未還付分5,600円が含まれている。

歳出予算の執行率は99.5%（前年度99.0%）と昨年度より0.5ポイント増加し、高い水準を維持しており、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

キ 国民健康保険特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額1,022,297,012円、支出済額1,001,967,752円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は20,329,260円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

国民健康保険税の収納率は98.2%（前年度96.8%）と前年度と比較して1.4ポイント上回っている。収入未済額は3,781,018円（前年度5,851,906円）で前年度より35.4%減少しており、収納率向上への努力が認められる。国民健康保険事業を円滑に運営するために引続き未収金の解消に努められたい。

不納欠損処分については、0件0円（前年度3件1,364,261円）である。

歳出予算の執行率は95.8%（前年度97.1%）と前年度より1.3ポイント減少したが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

ク 介護保険特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額1,501,358,407円、支出済額1,430,535,335円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は70,823,072円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

保険料の収納率は99.7%（前年度99.6%）と前年度と比較して0.1ポイント上回っている。収入未済額は861,760円（前年度724,480円）で前年度より18.9%増加しており、介護保険事業を円滑に運営するために引き続き未収金の解消に努められたい。

不能欠損処分については、0件0円（前年度6件257,000円）である。

歳出予算の執行率は95.6%（前年度96.8%）と前年度より1.2ポイント減少したが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

ケ 土地開発事業特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額75,283円、支出済額0円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は75,283円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

令和2年度末で国見ニュータウンの分譲が完了し、小坂地区緑住区の分譲が無かったことから、歳出予算の執行は0円となっており、決算状況及び内容等については、適正であり妥当な執行と認められる。

コ 湧水対策施設特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額10,341,892円、支出済額9,923,127円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は418,765円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は95.9%（前年度88.8%）と前年度より7.1ポイント増加しており、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

第2 基金運用審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

基金運用審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定による審査）

3 審査の対象

町に設置してある基金のすべて。

4 審査の着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、基金の運用状況に関する書類について、決算審査とあわせて証書類との照合点検を、決算審査とあわせて、実施した。

6 審査の結果

審査に付された各基金の運用状況は、関係法令に準拠し、計上されている諸計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認めた。

第3 水道事業会計決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和4年度国見町水道事業会計決算
上記公営企業会計の決算付属資料

4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確かめるとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

(2) 個別事項

収益的収入は242,549,057円（うち仮受消費税及び地方消費税19,948,926円）、収益的支出は244,523,109円（うち仮受消費税及び地方消費税12,364,052円）となっている。

資本的収入は49,925,000円、資本的支出は112,775,722円で、不足する額62,850,722円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填している。

損益状況は、水道事業収益222,324,210円（税抜）、水道事業費用232,159,057円（税抜）で、当年度純利益は△9,834,847円（前年度1,954,830円）となっている。なお、純利益・純損失（△）の推移は次のとおりである。

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
△9,834,847円	1,954,830円	4,093,178円	△7,142,446円	△4,282,675円

水道料金の収納率は92.0%（前年度92.2%）と前年度より若干減少しているが、営業収益の根幹をなす水道料金であるので、引き続き未収金に解消に努められたい。

業務量において、年間総配水量は1,077,940 m³（前年度1,072,923 m³）で前年度より0.47%増加し、年間総有水量は851,227 m³（前年度858,437 m³）で前年度より0.84%減少している。有収率は78.97%（前年度80.01%）で前年度より1.04ポイント減少している。

(3) 審査結果の意見

令和4年度においては、損益状況で△9,834,847円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金及び減債積立金の使用に伴う戻入を合わせると、当年度未処分利益剰余金は6,784,035円となっている。

今後も、漏水対策をはじめ各種対策を講じながら有収率の向上を図り、水道事業の効率化や経営の健全化に努められたい。